

平成 2 7 年 度 第 1 回  
熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会  
会 議 資 料

日時：平成 2 7 年 8 月 2 4 日（月）午後 1 時 3 0 分～  
場所：熊本県庁本館 5 階 審議会室



# 資 料 目 次

## 公開議事

### 【諮問事項】

#### 〈幼稚園関係〉

- ① 幼保連携型認定こども園への移行に伴う  
荒尾めぐみ幼稚園の廃止認可について . . . . . 1

#### 〈中学高等学校関係〉

- ② 熊本マリスト学園中学校の収容定員の変更認可について . . . . . 5
- ③ 専修大学玉名高等学校の収容定員の変更認可について . . . . . 9
- ④ 鎮西高等学校の収容定員の変更認可について . . . . . 13

#### 〈専修学校関係〉

- ⑤ 西日本リハビリテーション学院の廃止認可について . . . . . 17
- ⑥ 専修学校代々木ゼミナール熊本校の廃止認可について . . . . . 19
- ⑦ 熊本ベルェベル美容専門学校衛生高等課程の廃止認可について . . . . . 21
- ⑧ 八代実業専門学校商業実務一般課程の廃止認可について . . . . . 23





## 幼保連携型認定こども園への移行に伴う荒尾めぐみ幼稚園の

廃止認可について（学校教育法第4条第1項に基づく認可）

- 1 施設・設置者の概要  
幼稚園の名称・園長名・所在地・設置認可日・設置者名等は別表のとおり。
- 2 廃止時期  
知事認可日（平成27年12月予定）
- 3 廃止理由  
幼保連携型認定こども園に移行するため。
- 4 園児の処置  
在園児は幼保連携型認定こども園の園児となる。
- 5 教職員の処置  
幼保連携型認定こども園の教職員となる。
- 6 指導要録等の引継  
幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。
- 7 資産の処置方法  
基本財産（園地、園舎等）、運用財産（預金等）、負債は幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。

### ※ 幼稚園と幼保連携型認定こども園の比較（主なもの）

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
法的性格（法律）	学校（学校教育法）	学校かつ児童福祉施設（認定こども園法）
認可権者	都道府県	都道府県・指定都市・中核市
職員の性格	幼稚園教諭	保育教諭（幼稚園教諭＋保育士資格）
給食の提供	食事の提供義務なし	2・3号子どもに対する食事の提供義務
開園日、保育時間	39週以上（春夏冬休みあり）、4時間が標準	約300日（土曜日開園が原則）、11時間以上の開所

幼保連携型認定こども園への移行に伴う荒尾めぐみ幼稚園の廃止認可について  
(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

施設	名称	荒尾めぐみ幼稚園
	園長名	星 のぞみ
	所在地	荒尾市増永647-2
	設置認可日	昭和57年7月16日
設置者	法人名	学校法人 熊本キリスト教学園
	理事長名	星 健治
現在の認可定員		85
幼保連携型 認定こども園 の利用定員 (H28.1.1)	1号	75
	3歳~5歳 (学校教育を希望する園児)	
	2号	15
	3歳~5歳 (保育の必要な園児)	
	3号	30
	0歳~2歳 (保育の必要な園児)	
	合計	120
施設の名称(予定)		荒尾めぐみ幼稚園

# (参考)新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

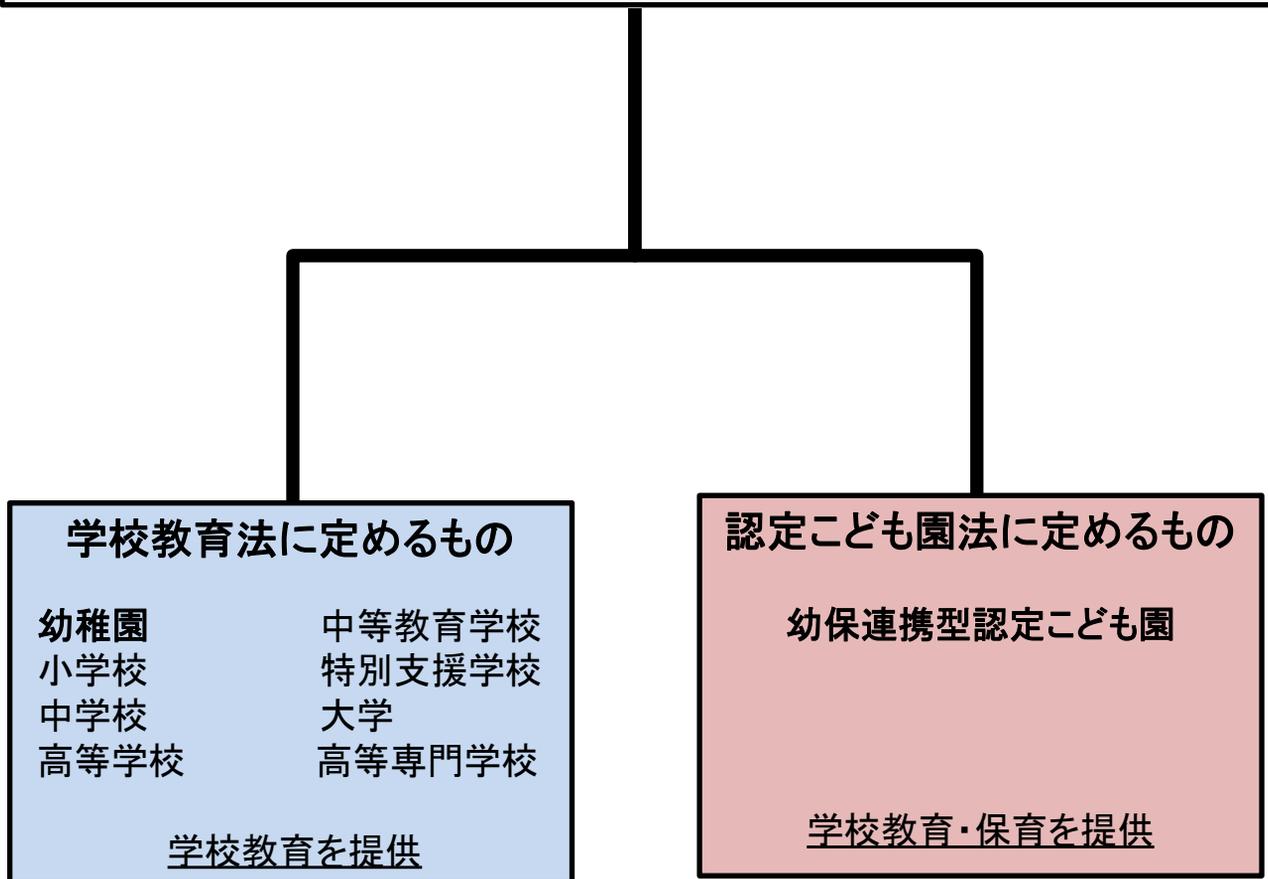
## 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法一抄一  
(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)



学校

学校・児童福祉施設  
両方の性格



熊本マリスト学園中学校の収容定員に係る学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	熊本マリスト学園中学校	校 長 名	岩永 利晴																																																																																																																				
所 在 地	熊本市東区健軍2丁目 11番54号	設置認可日	昭和37年11月15日																																																																																																																				
設置者名	学校法人熊本マリスト学園	理 事 長 名	源島 真一郎																																																																																																																				
変更時期	平成28年4月1日																																																																																																																						
変更内容	学則定員の変更(120人減)																																																																																																																						
変更理由	少子化に伴う入学者の減少が予想され、現状に沿った適正な規模に縮小させるため。																																																																																																																						
収容定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>360</td> <td>6</td> <td>240</td> <td>6</td> <td>240</td> <td>6</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実員数に基づき、現状2学級編成のため、学年進行による経過措置の必要なし。</p>			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	9	360	6	240	6	240	6	240																																																																																												
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																																																																																																	
学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)																																																																																																																
9	360	6	240	6	240	6	240																																																																																																																
教 職 員 組 織	<p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>非常勤講師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>定員は減少するが、学級数は現状と変わらないため、教職員組織に変更はなく、設置基準を満たしている。</p>				平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	校長		1		1		1		1	副校長		1		1		1		1	教頭		1		1		1		1	教諭	8	3	8	3	8	3	8	3	講師	5	9	5	9	5	9	5	9	非常勤講師									養護教諭		1		1		1		1	事務職員	2	2	2	2	2	2	2	2	学校医		3		3		3		3	その他									合計	15	21	15	21	15	21	15	21
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																																																																																																
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任																																																																																																															
校長		1		1		1		1																																																																																																															
副校長		1		1		1		1																																																																																																															
教頭		1		1		1		1																																																																																																															
教諭	8	3	8	3	8	3	8	3																																																																																																															
講師	5	9	5	9	5	9	5	9																																																																																																															
非常勤講師																																																																																																																							
養護教諭		1		1		1		1																																																																																																															
事務職員	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																															
学校医		3		3		3		3																																																																																																															
その他																																																																																																																							
合計	15	21	15	21	15	21	15	21																																																																																																															

施設設備等	校舎8,957㎡（設置基準 校舎3,600㎡以上）					
資金計画	総定員の増はなく、既存の施設を利用するため追加経費なし。					
生徒定員と実員の推移	単位：人					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	定員	360	360	360	360	360
実員	190	175	179	168	172	
	各年度5月1日現在					
設置基準適合状況	設置基準を満たしている。					



【中学校設置基準適合状況】

	内容	熊本マリスト学園中学校	適否																																						
第4条	同時に授業を行う生徒数40人以下	40人	適																																						
第6条	教諭数 [1学級あたり1人以上]  $1 \times 2 \text{ 学級} \times 3 \text{ 学年} = 6 \text{ 人}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教諭</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教諭</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計(人)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	専任	13	13	13	13	教諭	8	8	8	8	講師	5	5	5	兼任	12	12	12	12	教諭	3	3	3	3	講師	9	9	9	合計(人)	25	25	25	25	適
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																					
専任	13	13	13	13																																					
教諭	8	8	8	8																																					
	講師	5	5	5																																					
兼任	12	12	12	12																																					
教諭	3	3	3	3																																					
	講師	9	9	9																																					
合計(人)	25	25	25	25																																					
第7条	中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	適切	適																																						
第8条	校舎面積 $[600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)]$ $600 \text{ m}^2 + 6 \times (240 - 40) = 1,800 \text{ m}^2$ 運動場面積 $3,600 \text{ m}^2$ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。	校舎 $8,957 \text{ m}^2$  運動場 $16,344 \text{ m}^2$  ※いずれも高校と共用	適																																						
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】高等学校設置基準 (高校定員：675名) 校舎面積：<math>3,360 + 4 \times (675 - 480) = 4,140 \text{ m}^2</math> 運動場：<math>8,400 \text{ m}^2</math></p> </div>																																								
第9条	校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。																																								
第1項	一 教室（普通教室、特別教室等） 二 図書室、保健室 三 職員室	有	適																																						
第10条	体育館を備えるものとする。	有 ※高校と共用	適																																						
第11条	学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	有	適																																						



専修大学玉名高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	専修大学玉名高等学校	校 長 名	松野 孝則																																																																																																											
所 在 地	玉名市岱明町野口1046	設置認可日	昭和40年11月13日																																																																																																											
設置者名	学校法人玉名学園	理 事 長 名	上野 伸朗																																																																																																											
変更時期	平成28年4月1日																																																																																																													
変更内容	学則定員の変更（普通科30人減、総合ビジネス科90人減）																																																																																																													
変更理由	入学者の減少に伴い、現状に沿った適正な規模に縮小させるため。																																																																																																													
収容定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>12</td> <td>360</td> <td>12</td> <td>350</td> <td>12</td> <td>340</td> <td>12</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>総合ビジネス科</td> <td>6</td> <td>270</td> <td>6</td> <td>240</td> <td>6</td> <td>210</td> <td>6</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>情報メディア科</td> <td>3</td> <td>120</td> <td>3</td> <td>120</td> <td>3</td> <td>120</td> <td>3</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> <td>750</td> <td>21</td> <td>710</td> <td>21</td> <td>670</td> <td>21</td> <td>630</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学年進行による経過措置あり。</p>			学科	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	普通科	12	360	12	350	12	340	12	330	総合ビジネス科	6	270	6	240	6	210	6	180	情報メディア科	3	120	3	120	3	120	3	120	合計	21	750	21	710	21	670	21	630																																																						
学科	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																																																																																							
	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)																																																																																																						
普通科	12	360	12	350	12	340	12	330																																																																																																						
総合ビジネス科	6	270	6	240	6	210	6	180																																																																																																						
情報メディア科	3	120	3	120	3	120	3	120																																																																																																						
合計	21	750	21	710	21	670	21	630																																																																																																						
教 職 員 組 織	<p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>27</td> <td></td> <td>26</td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>7</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45</td> <td>7</td> <td>44</td> <td>7</td> <td>43</td> <td>6</td> <td>42</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>定員は減少するが、学級数は変更しないため、教職員組織に大きな変更はなく、設置基準を満たしている。</p>				平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	校長	1		1		1		1		副校長									教頭	1		1		1		1		教諭	27		26		24		24		講師	8	3	8	3	9	2	9	2	養護教諭	1		1		1		1		事務職員	7		7		7		6		学校医		2		2		2		2	その他		2		2		2		2	合計	45	7	44	7	43	6	42	6
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																																																																																							
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任																																																																																																						
校長	1		1		1		1																																																																																																							
副校長																																																																																																														
教頭	1		1		1		1																																																																																																							
教諭	27		26		24		24																																																																																																							
講師	8	3	8	3	9	2	9	2																																																																																																						
養護教諭	1		1		1		1																																																																																																							
事務職員	7		7		7		6																																																																																																							
学校医		2		2		2		2																																																																																																						
その他		2		2		2		2																																																																																																						
合計	45	7	44	7	43	6	42	6																																																																																																						

施設設備等	校舎7,934㎡（設置基準 校舎3,960㎡以上）					
資金計画	総定員の増はなく、既存の施設を利用するため追加経費なし。					
生徒定員と実員の推移	単位：人					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	定員	750	750	750	750	750
実員	533	552	551	514	465	
設置基準適合状況	設置基準を満たしている。					

各年度5月1日現在



【高等学校設置基準適合状況】

	内容	専修大学玉名高等学校	適否																																						
第7条	同時に授業を行う生徒数 40 人以下	40 人以下	適																																						
第8条	教員数 [収容定員÷40] 人以上 630÷40=15 人以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教諭</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教諭</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計(人)</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	専任	35	34	33	33	教諭	27	26	24	24	8	8	9	9	兼任	3	3	2	2	教諭	0	0	0	0	3	3	2	2	合計(人)	38	37	35	35	適
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度																																					
専任	35	34	33	33																																					
教諭	27	26	24	24																																					
	8	8	9	9																																					
兼任	3	3	2	2																																					
教諭	0	0	0	0																																					
	3	3	2	2																																					
合計(人)	38	37	35	35																																					
第9条	相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	有	適																																						
第12条	校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。	適切	適																																						
第13条	校舎面積 [3,360+4×(収容定員-480)] 3,360+4×(630-480)=3,960 m <sup>2</sup> 以上	7,934 m <sup>2</sup>	適																																						
第14条	運動場の面積 8,400 m <sup>2</sup> 以上	38,229 m <sup>2</sup>	適																																						
第15条	校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。																																								
第1項	一 教室（普通教室、特別教室等） 二 図書室、保健室 三 職員室	有	適																																						
第2項	必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。	有	適																																						
第16条	体育館を備えるものとする。	有	適																																						
第17条	学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	有	適																																						



鎮西高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	鎮西高等学校	校 長 名	上田 祐規																																																																																																																				
所 在 地	熊本市中央区九品寺3丁目 1-1	設置認可日	昭和23年4月1日																																																																																																																				
設 置 者 名	学校法人鎮西学園	理 事 長 名	上田 祐規																																																																																																																				
変 更 時 期	平成28年4月1日																																																																																																																						
変 更 内 容	学則定員の変更（商業科240人減、普通科225人増）																																																																																																																						
変 更 理 由	商業科の志願者数・入学者の減少が顕著であるため、商業科定員を減員するとともに、普通科の定員を増員し、大学等への進学者のニーズに対応するため。																																																																																																																						
収 容 定 員	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> <th>学級</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>22</td> <td>705</td> <td>24</td> <td>780</td> <td>25</td> <td>855</td> <td>27</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>商業科</td> <td>6</td> <td>240</td> <td>4</td> <td>160</td> <td>2</td> <td>80</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28</td> <td>945</td> <td>28</td> <td>940</td> <td>27</td> <td>935</td> <td>27</td> <td>930</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学年進行による経過措置あり。</p>			学科	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	普通科	22	705	24	780	25	855	27	930	商業科	6	240	4	160	2	80	0	0	合計	28	945	28	940	27	935	27	930																																																																								
学科	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																																																																																																
	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)	学級	定員(人)																																																																																																															
普通科	22	705	24	780	25	855	27	930																																																																																																															
商業科	6	240	4	160	2	80	0	0																																																																																																															
合計	28	945	28	940	27	935	27	930																																																																																																															
教 職 員 組 織	<p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>非常勤講師</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>38</td> <td>46</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成27年度末、平成28年度末をもって商業科の専任教員が各1名定年退職。</p>				平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	校長		1		1		1		1	副校長		1		1		1		1	教頭		2		2		2		2	教諭	16	7	15	7	14	7	14	6	講師	8	8	9	8	8	9	9	9	非常勤講師	17	6	16	6	16	6	16	6	養護教諭		1		1		1		1	事務職員		8		8		8		8	学校医		6		6		6		6	その他		5		5		5		5	合計	41	45	40	45	38	46	39	45
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																																																																																																
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任																																																																																																															
校長		1		1		1		1																																																																																																															
副校長		1		1		1		1																																																																																																															
教頭		2		2		2		2																																																																																																															
教諭	16	7	15	7	14	7	14	6																																																																																																															
講師	8	8	9	8	8	9	9	9																																																																																																															
非常勤講師	17	6	16	6	16	6	16	6																																																																																																															
養護教諭		1		1		1		1																																																																																																															
事務職員		8		8		8		8																																																																																																															
学校医		6		6		6		6																																																																																																															
その他		5		5		5		5																																																																																																															
合計	41	45	40	45	38	46	39	45																																																																																																															

施設設備等	校舎 8, 151㎡ (設置基準 校舎 5, 160㎡以上)					
資金計画	総定員の増はなく、既存の施設を利用するため追加経費なし。					
生徒定員と実員の推移	単位：人					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	定員	945	945	945	945	945
実員	671	655	571	621	615	
設置基準適合状況	設置基準を満たしている。					



【高等学校設置基準適合状況】

	内容	鎮西高等学校	適否																																						
第7条	同時に授業を行う生徒数 40 人以下	40 人以下	適																																						
第8条	教員数 [収容定員÷40] 人以上 930÷40=24 人以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>38</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教諭</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教諭</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計(人)</td> <td>62</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	専任	41	40	38	39	教諭	16	15	14	14	25	25	24	25	兼任	21	21	22	21	教諭	7	7	7	6	14	14	15	15	合計(人)	62	61	60	60	適
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度																																					
専任	41	40	38	39																																					
教諭	16	15	14	14																																					
	25	25	24	25																																					
兼任	21	21	22	21																																					
教諭	7	7	7	6																																					
	14	14	15	15																																					
合計(人)	62	61	60	60																																					
第9条	相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	有	適																																						
第12条	校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない	適切	適																																						
第13条	校舎面積 [3,360+4×(収容定員-480)] 3,360+4×(930-480)=5,160㎡以上	8,151㎡	適																																						
第14条	運動場の面積 8,400㎡以上	41,846㎡ ※鎮西中、真和中、真和高校と共有	適																																						
第15条	校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。																																								
第1項	一 教室（普通教室、特別教室等） 二 図書室、保健室 三 職員室	有	適																																						
第2項	必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。	有	適																																						
第16条	体育館を備えるものとする。	有 ※鎮西中、真和中、真和高校と共有	適																																						
第17条	学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	有	適																																						

Memo

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

西日本リハビリテーション学院の廃止認可について

(学校教育法第 130 条第 1 項に基づく認可)

学 校 名	西日本リハビリテーション学院	校 長 名	桑野 信彦
所 在 地	熊本市東区八反田 3-20-2	設置認可日	昭和 56 年 12 月 24 日
設置者名	医療法人財団 聖十字会	理事長名	末永 英文
学校廃止の 時 期	平成 27 年 9 月 30 日		
廃 止 理 由	少子化に加え大学等の理学療法士養成施設が増加し、学生の確保が困難となり、平成 24 年度より募集停止としていたが、平成 26 年度で最終学年が卒業したため、廃校するもの。		
生 徒 の 処 置	平成 27 年度から生徒は在籍していない。		
教 職 員 の 処 置	教員のうち 2 名は他の理学療法士養成施設に再就職し、その他の教職員は聖十字会が設置する西日本病院へ配置換えとなった。		
指導要録等 の 引 継	西日本病院の事務部総務課へ引き継ぐ。		
施設の処 置 方 法	聖十字会において有効活用すべく検討中である。		



専修学校代々木ゼミナール熊本校の廃止認可について

(学校教育法第 130 条第 1 項に基づく認可)

学 校 名	専修学校代々木ゼミナール 熊本校	校 長 名	高宮 敏郎
所 在 地	熊本市西区春日 1-12-10	設置認可日	平成 4 年 3 月 23 日
設 置 者 名	学校法人 高宮学園	理 事 長 名	高宮 英郎
学校廃止の 時 期	平成 27 年 9 月予定 (熊本県知事認可日)		
廃 止 理 由	少子化に加え、学習塾との競合、大学進学が容易になったことなどで、生徒数の減少が止まらず、学校運営の継続が困難になってきたため、廃校するもの。		
生 徒 の 処 置	平成 27 年度から生徒は在籍していない。		
教 職 員 の 処 置	専任教員 13 人のうち 2 人、兼任教員 12 人のうち 5 人は他の代々木ゼミナール存続校に移籍。移籍が難しい教員については平成 27 年度の契約を締結しなかった。職員 14 人については 11 人が早期希望退職に応募し、退職済み。3 人は他の代々木ゼミナール存続校に移籍。		
指導要録等 の 引 継	学校法人高宮学園の法人本部へ引き継ぐ。		
施設の処置 方 法	学校の設置者である学校法人において、賃貸、売却の両方で検討中である。		



熊本ベルェベル美容専門学校の衛生高等課程の廃止認可について

(学校教育法第 130 条第 1 項に基づく認可)

学 校 名	熊本ベルェベル美容専門学校	校 長 名	池田 安啓
所 在 地	熊本市中央区紺屋今町 2-18	設置認可日	昭和 61 年 1 月 21 日
設置者名	学校法人 熊本ロイヤル学園	理事長名	斉藤 真治
課程廃止の 時 期	平成 27 年 9 月予定 (熊本県知事認可日)		
廃 止 理 由	少子化に加え高校進学率の上昇により高等課程の生徒数が減少したことによる。		
生 徒 の 処 置	平成 27 年度から生徒は在籍していない。		
教 職 員 の 処 置	衛生高等課程美容科の廃止後も継続して衛生専門課程美容科及びメイク・エステ・ネイル科の教員として勤務する。		
施設の処置 方 法	教室及び教具等は引き続き熊本ベルェベル美容専門学校の衛生専門課程美容科及びメイク・エステ・ネイル科で使用する。		



八代実業専門学校の商業実務一般課程の廃止認可について

(学校教育法第 130 条第 1 項に基づく認可)

学 校 名	八代実業専門学校	校 長 名	梅野 直房
所 在 地	八代市迎町 1-16-33	設置認可日	昭和 52 年 3 月 23 日
設置者名	学校法人 梅野学園	理事長名	梅野 直文
課程廃止の 時 期	平成 28 年 3 月 31 日		
廃 止 理 由	生徒数が減少したことにより、商業実務一般課程情報経理科を廃止し、 商業実務専門課程総合ビジネス科に一本化するもの。		
生 徒 の 処 置	平成 2 1 年度から生徒は在籍していない。		
教 職 員 の 処 置	継続して商業実務専門課程の教員として勤務する。		
施設の処 置 方 法	教室及び教具等は引き続き商業実務専門課程で使用する。		

